

平成20年度  
**地域ＩＣＴ利活用モデル構築事業**  
**(遠隔医療モデルプロジェクト)**  
の実施について

総務省  
地域通信振興課

# プロジェクトの概要

## 目的

総務省及び厚生労働省において開催している「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」の検討を踏まえ、地域医療の充実に資する遠隔医療技術を活用した取組を委託事業として実施することにより、地域医療に資するICT利活用の普及促進を図ること。

## 内容

地域医療の抱える諸課題に対処するため、遠隔医療に係る「地域ICT利活用モデル」（情報通信システムの企画・設計・開発、継続的運用及びこれらに必要な人材等リソースの調達・配置・関係機関等による連携等ICTを利活用した課題解決のための一連の取組）の構築・運用を委託する。

委託先は、成果物として①成果報告書、②システム設計書、③成果検証データ等を国に提出し、国はその成果物を広く他の団体に周知・提供することにより、遠隔医療に係る「地域ICT利活用モデル」の全国展開を促進する。

## 委託先

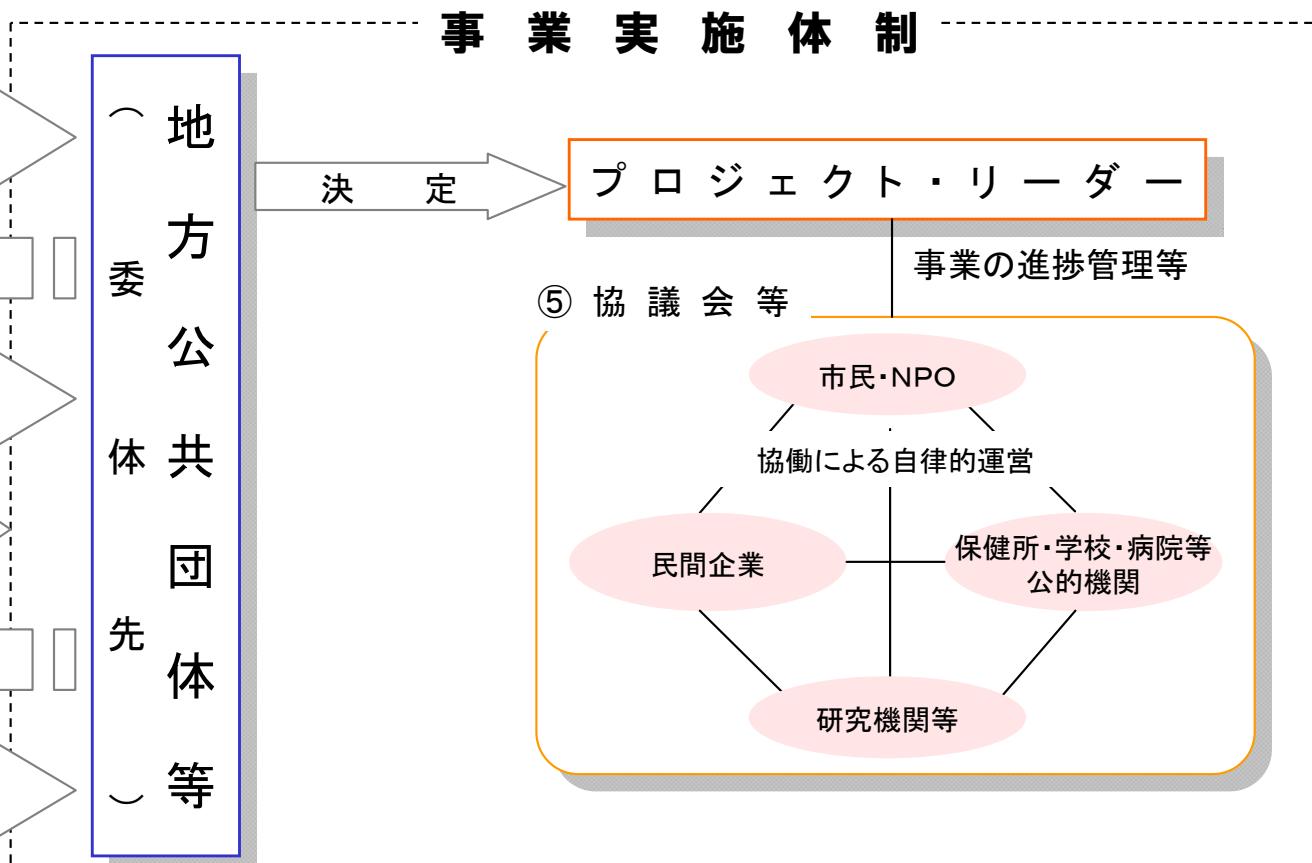
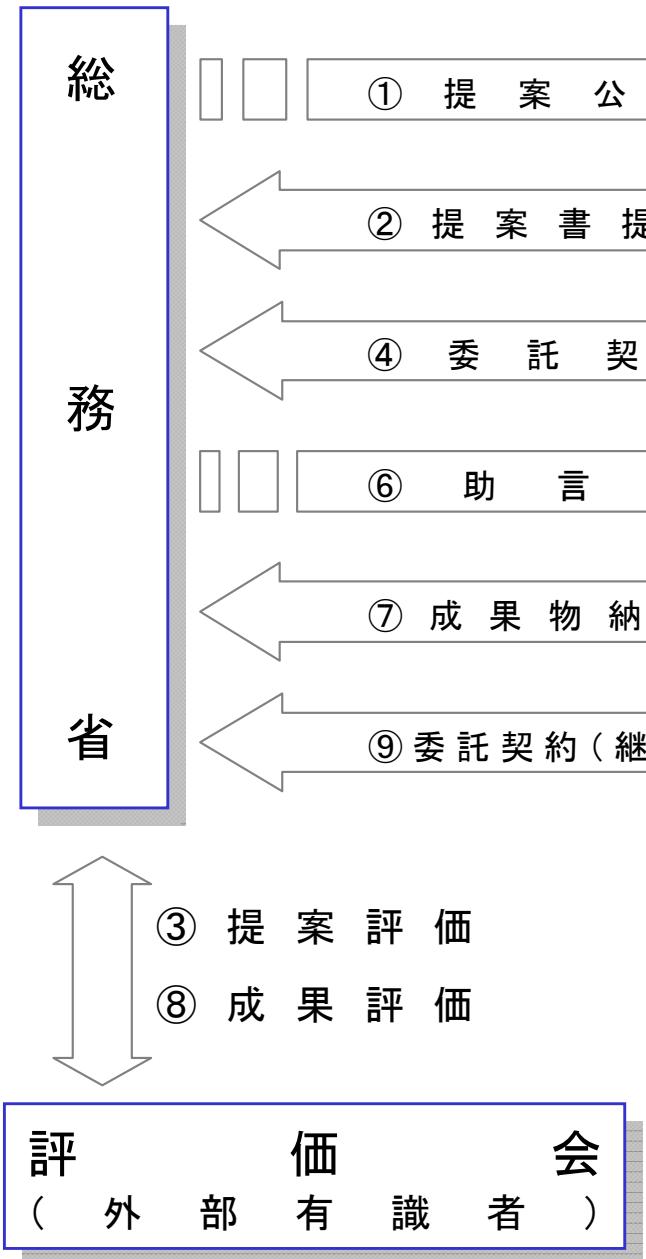
市町村、特別区、都道府県及びこれらの連携主体※  
(以下「地方公共団体等」という)

※広域連合、一部事務組合を含む

## 事業規模

募集額： 2億円程度  
1件当たり委託額： 1千万円～6千万円

# 事業のスキーム



# 想定スケジュール

平成20年7月	(懇談会（第5回）の開催 中間とりまとめ)
8月～9月	募集要項案の提示 提案公募開始 評価会（※）の開催（提案評価） 委託先候補の決定・公表 委託内容、委託金額等の調整 委託契約の締結
10月～12月頃	中間報告書の提出 評価会の開催（中間評価）
平成21年1月～3月	成果報告書の提出 評価会の開催（事後評価）

※提案を評価するため、外部有識者（第三者）による「評価会」を実施

# 地域情報化評価会・メンバー

民間有識者の評価会による第三者的な評価を実施

氏名	役職等	備考
内田 健夫	社団法人日本医師会常任理事	
梶井 英治	自治医科大学地域医療学センター長(地域医療学部門)	
金子 郁容	慶應義塾大学政策・メディア研究科教授	「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」座長
國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部教授	I T 戦略本部専門調査会委員
村上 輝康	株式会社野村総合研究所シニア・フェロー	I T 戦略本部専門調査会委員、情報通信審議会委員
村瀬 澄夫	東員病院長・三重大学客員教授	日本遠隔医療学会 前会長

# 提案評価のポイント

分類	項目	小項目	内容
基本評価要素	モデル性	遠隔医療による問題解決及びその効果検証	遠隔医療により地域の医療分野における問題解決を図るものであるとともに、地域医療、地域社会における遠隔医療の有効性や効果を実証すること
		先進性・汎用性	全国展開にふさわしい先進性・汎用性を備えていること（ただし、先進性については、最先端技術の実験・開発ではなくて、既存技術を利活用することによる社会的効果を生むという趣旨である）  遠隔医療システムの構成等において一定の汎用性が確保されており、類似課題を有する地域においても簡便に適用・利活用できるものであること
	計画の熟度	実施体制	地域の医師／医療機関、患者など多様な地域主体の参画が見込めること  遠隔医療に関する一定の知見、実績を有し、遠隔医療モデルの実施に係る資金面、要員面での計画が明示されていて、その適切な遂行や継続的運営が見込めるこ
		指標	遠隔医療の有効性及び効果を実証にするに当たって、それらを測定する定量的な指標（基準）が明示されていること 例）患者・医師・住民等の満足度向上、出生率の向上 等
		成果見込み	遠隔医療に関する一定の知見、実績を有し、指標に基づいた有益な検証結果が示される見込みが高いこと  遠隔医療の普及に向けた課題や対策について、有益なノウハウ等の提供が見込めること
	費用対効果	既存の施設を有効に活用し、できる限り、費用対効果の高い計画が策定されていること	

# 新規事業評価のイメージ

**モデル性の評価**  
※Yes/No評価  
→Noの場合は不採択

- ① (ICTを利活用した)遠隔医療により地域の問題解決を図る取組か？
- ② 全国展開にふさわしい先進性・汎用性を備えているか？  
(ただし、先進性については、最先端技術の実験・開発ではなくて、既存技術を利活用することによる社会的効果を生むという趣旨)

**熟度の評価**  
※点数評価(100点満点)

- ① 遠隔医療モデルの適切な遂行、継続的運営が見込める実施体制となっているか？
- ② 遠隔医療に関する適切な測定指標が設定されているか？

点数×調整係数  
で総合点を算出

**費用対効果の評価**  
※提案額を基に0.0～1.0の  
調整係数を算出

委託経費の積算は過大なものとなっていないか？

# 委託先団体の主な責務

1 事業企画書に沿った委託事業の遂行

2 中間報告書、成果報告書及び事後報告書の提出

3 普及展開事業（※）への積極的参加

※事業成果の普及展開のためのセミナー、シンポジウム、合宿等を想定

4 事業の継続的運営への取り組み

# 委託経費について

## 考え方

ネットワークインフラ等の基盤整備に該当する経費については、原則として委託経費の対象外である。ただし、目的を達成するために必要な機器類については委託経費の対象とする。なお、機器類については、原則リース又はレンタルによるものとする。

## 経費の内容

I 設備備品費	1 情報通信システム関係経費
	2 機器類リース・レンタル費
	3 機器類購入費
	4 保守費
	5 設置工事費
II 社会システム経費、消耗品、その他の経費	1 人件費等
	2 調査費
	3 報告書作成費
	4 消耗品費
	5 通信運搬費
	6 ソフトウェア使用料
	7 その他特別費
III 協議会等運営経費	1 委員等謝金
	2 委員等旅費
	3 会議室借上費
	4 会議費
	5 資料作成費

※ 経費については、原則として年度末に精算払い

# 成果報告について

## 考え方

委託先の地方公共団体等は、事業実施期間中及び実施後において、総務省に対し以下の報告を行いうことが求められる。

## 中間報告

事業実施期間中において、進捗状況を総務省に報告する。

## 成果報告

事業完了後、委託を受けた年度の3月末日までに、以下の成果物を総務省に提出する。

- ① 成果報告書：事業内容、遠隔医療の有効性及び効果の実証に係る定量的データ、遠隔医療の普及に向けた課題と対策、遠隔医療システムの機能及び改修の必要性、収支報告、運営体制の整備状況等を含むもの 等
- ② 遠隔医療システム設計書：基本設計書及び詳細設計書
- ③ 成果検証データ：遠隔医療システム運用データ等

## 事後報告

委託先においては、成果報告を行った後も、当面の間「遠隔医療モデル」の継続的な運用に取り組むこととし、適宜、総務省の求めに応じて、遠隔医療の普及に向けた定量的データや課題等について、総務省に報告する。